

事務連絡
平成28年10月31日

都道府県
各指定都市 高齢者福祉担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る臨時福祉給付金（経済対策分）関係事務処理について」の作業の御協力について

臨時福祉給付金支給事業については、この度、当省簡素な給付措置支給業務室より、各都道府県、指定都市及び中核市に対して、別添の事務連絡が発出されたところです。

当該事務連絡に記載されている事務処理の実施に当たっては、貴部（局）の御協力が必要になりますので、各都道府県、指定都市及び中核市内の臨時福祉給付金担当課室とも連携して御対応頂くとともに、当該事務連絡の趣旨について、管内市（区）町村及び施設職員等の関係者に対し周知徹底を図り、その運用に遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。